

12月3日は
「障害者の日」

12月9日までの1週間は
「障害者週間」です

何が不便で不自由を感じるか、障害をどのようにとらえるか（それを障害とするか）は、人により千差万別です。

近年、「ノーマライゼーション」という言葉を耳にしますが、これは、障害の有無に関わらず、すべての人が人として自然に生活し共に生きていく社会が、普通（ノーマル）で当たりまえの社会である、という考え方です。こうした点での理解を深めるために障害者週間が設けられています。あなたが生活上で何か不便や不自由を感じているなら、福祉サービスの提供を受けられる場合があります。そうした福祉サービスを受けるための会員証のようなものが障害者手帳です。代表的なサービスとして次のようなものがあります。

- ・支援費～ホームヘルプ、デイサービス、施設などの利用
- ・補装具～身体機能の補完を目的とする用具の給付
- ・重度心身障害者医療～医療費の助成
- ・障害年金の支給
- ・税制上の優遇
- ・各種手当の支給
- ・JR旅客運賃割引
- ・有料道路料金割引
- ・NHK放送受信料の減免
- ・携帯電話基本使用料等割引

●詳しい内容のお問い合わせ、ご相談は…

町民課福祉住民係
☎ 5-1111 内線158

情報

インフォメーション

留萌保健福祉事務所より

働いている調理師の皆さまへ

調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所などを届け出なければならないと定められており、今年は届け出の必要な年となっています。届け出が必要な調理師の方とは、次の施設や店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。

■寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多人数に飲食物を調理して供与している施設

■飲食店営業、魚介類販売業、そろざい製造業

届出は、社団法人北海道全調理師会天塩支部（留萌保健福祉事務所天塩支所内）に平成17年1月15日までに届けてください。

●詳しくは、
北海道全調理師会
☎ 011-271-2015
または留萌保健福祉事務所
保健福祉部天塩支所
天塩町新栄通9丁目
☎ 2-1179

北海道立女性相談援助センターからのお知らせ

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

配偶者暴力防止法が改正されました。

保護命令の対象を、子供や離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を2ヵ月に延長することなどを柱とした改正法が成立し、平成16年12月2日に施行されました。

改正の主な内容

- ①「配偶者からの暴力」の定義の拡大
- ②保護命令制度の拡充
- ③被害者の自立支援の明確化等

●詳しくは、
北海道立女性相談援助センター窓口
☎ 011-666-9955
または北海道留萌支庁配偶者暴力相談支援センター
☎ 0164-43-0011

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイトを開設しています。
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>